

令和4年度 就学援助事務システム標準化検討会 (第1回)

令和3年度までの検討状況と令和4年度の実施について

文部科学省 初等中等教育局

1. 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

1.1. これまでの経緯の今年度の検討内容

- 就学援助事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経て、令和3年8月に「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」を策定しました。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】は、令和4年夏までに改定することとされています。
- また、デジタル庁から令和4年夏までに「地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】」が公表される予定であることから、本年度は主に重点計画、標準化基本方針、データ要件・連携要件等との整合を図る改定を予定しています。

2. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】について

2.1. 改定のポイント

- 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】では、令和3年度末時点で「標準仕様書への影響確認が完了している論点（重点計画の記載内容、申し送り事項等）」「標準仕様書への影響確認が完了していない論点（デジタル庁、関係府省の検討結果を受けて影響範囲の精査が必要な論点）」の2点を軸に検討を進め、以下の内容について改定することを検討しています。

【重点計画】
「第6 デジタル社会の
実現に向けた施策」へ
の対応

令和3年度申し送り
事項等に関する対応

【転出証明書情報等の活用】

- 引越しワンストップ実現の観点から、住基システムから連携される転出証明書情報等を連携し、効率的な事務処理に活用する。

【公的給付支給等口座の登録制度】

- 情報提供ネットワークを経由して、口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報（口座番号等）を取得し、国民に給付金を支給する仕組みの活用を検討する。

【教育データの利活用】

- 教育データ利活用ロードマップを踏まえ、文部科学省の教育データ標準とデジタル庁が作成する標準仕様書のデータ要件及び連携要件の整合を図ることで、教育データの利活用を促進する。

【対象者の確実な把握】

- 就学援助を必要とする者の申請機会を確保するため、対象者の把握と申請書交付に関する業務フローを整理する。

【その他】

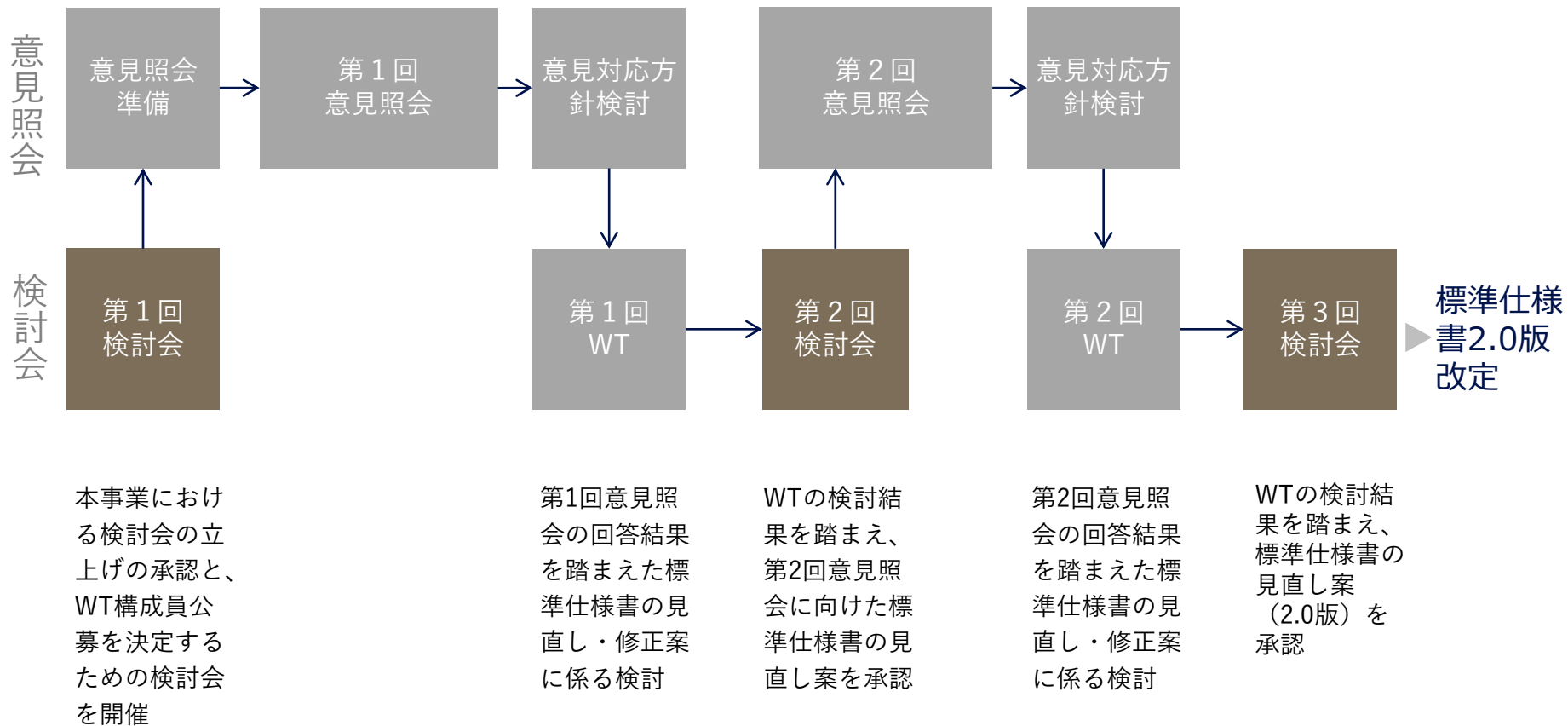
- 令和3年度の自治体及びベンダへの意見照会結果を踏まえ、軽微な改定作業を行う。（解釈が分かれる恐れのある記述等）

2. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】について

2.2. 2.0版への改定プロセス

- 標準仕様書の改定にあたっては、昨年度と同様に有識者による検討会や全国の自治体・ベンダへの意見照会等を実施することで、実効性の高い標準仕様書を策定します。

標準仕様書改定に向けた検討を行う検討会等の開催の作業プロセス

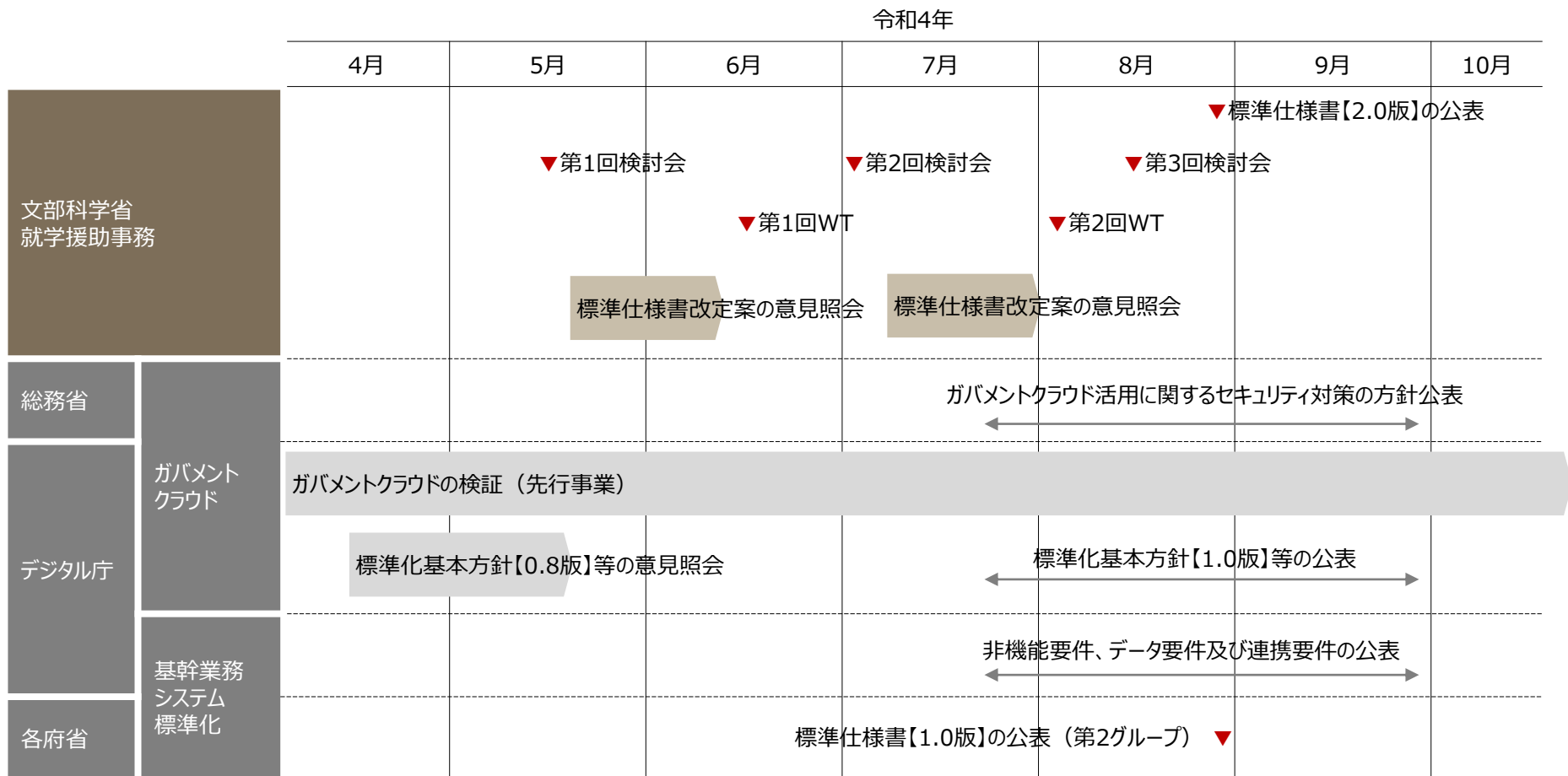


※WT：ワーキングチーム

2. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】について

2.2. 2.0版への改定スケジュール

- 標準仕様書【2.0版】への改定スケジュールを以下に示します。
- 第1回検討会において、今年度の取り組み内容と標準仕様書【1.0版】の修正点に関して協議した上で、全国の自治体・ベンダへ第1回意見照会を実施し、その回答結果と対応方針をWT・検討会にて協議します。
- その後、第1回意見照会結果を反映した標準仕様書改定案について、再度意見照会及びWTを経て、第3回検討会で承認いただき、令和4年8月に標準仕様書【2.0版】として公表することを想定しています。



3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】の主な修正点（1/4）

■ 標準仕様書【1.0版】からの主な修正点は以下のとおりです。

【重点計画】「第6 デジタル社会の実現に向けた施策」への対応

No.	論点	該当資料	項番	内容	対応方針
1	転出証明書情報等の活用	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> （新規追加）1.1.2.就学世帯管理 	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書情報の取り込み（※仮登録のようなイメージ）については標準仕様書1.0版で考慮していないため、追記が必要。 <p>【懸念点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の転出証明書情報のみで仮登録を行う場合、転出確定前、かつ認定基準に合致するかは不明のため、確認作業の工数が増える可能性がある。また、転入届後、学齢簿に登載された時点で就学援助側でデータが生成されるため、事前登録のメリットの確認が必要。 	<p><1.1.1.と1.1.2.の間に、次の機能を追加する。></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民記録システムと連携し、転出証明書情報（氏名、生年月日、転出予定日、新旧住所等）を個別又は日次（バッチ）で取込み、就学世帯情報として仮登録できること。また、学齢簿管理システムから連携された就学世帯情報が、仮登録された情報に該当する場合、確認の上、本登録できること。
2	公金受取口座の登録情報の活用	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1.申請情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> 口座情報登録システムから口座情報の取り込みについては標準仕様書1.0版で考慮していないため、追記が必要。 <p>【影響範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該システムの国民への普及率によっては、口座情報登録システムからのデータ取得、申請書からの取得と二重で確認作業を行う必要性が生じる可能性がある。 また、別口座を希望する場合などは、申請書にチェック欄を設ける等が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、備考情報等）を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、申請情報の登録は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。 口座情報については、申請者の希望に応じ、申請情報として申請された口座、公的給付支給等口座のどちらでも登録できること。また、優先区分を登録できること。 なお、同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。また、マイナポータルから受け付けた申請情報を取り込めること。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】の主な修正点（2/4）

- 標準仕様書【1.0版】からの主な修正点は以下のとおりです。

【重点計画】「第6 デジタル社会の実現に向けた施策」への対応

No.	論点	該当資料	項番	内容	対応方針
3	対象者の確実な把握	業務フロー	・ 業務フロー1.2 継続認定	・ 就学援助を必要とする者の申請機会を確保するため、対象者の把握と申請書交付に関する業務フローの整理が求められる。	・ 就学援助を必要とする全ての者に申請書が交付されるよう、新規申請時の申請書交付に加えて、 継続申請時の申請書交付フロー を追加した。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】の主な修正点（3/4）

- 標準仕様書【1.0版】からの主な修正点は以下のとおりです。

令和3年度申し送り事項等に関する対応

No.	論点	対象資料	項番	内容	対応方針
4	業務フローの整合性担保	業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> 【コメント】ユーザタスクに該当する機能要件 	—	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の検討で追加、変更した機能要件について、標準機能要件上の表記と整合性を確認の上、付番の修正および追加を実施した。
5	標準機能要件の表現修正	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 申請情報管理 1.2.4 申請情報の不備確認 2.3.2 個人住民税に係る情報管理 3.1.2 保留通知書 3.1.3 否認定通知書 3.1.4 認定取消通知書 4.4.2 返納 7.7.3 団体内統合宛名システムとの連携 	—	<ul style="list-style-type: none"> 該当の機能要件において、軽微な表現修正を実施した。
6	各種通知書の出力方式	帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> 標準帳票要件 No.6～9, 14～15 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の検討において、自治体の通知送付におけるコストおよび自治体の運用に配慮するとして、保護者（申請者）に送付する以下の通知書は個人単位または世帯単位での出力を要件として追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当する7帳票において、備考欄に「個人単位または世帯単位で出力可能」の記載を追記して修正した。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの

3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】の主な修正点（4/4）

- 標準仕様書【1.0版】からの主な修正点は以下のとおりです。

令和3年度申し送り事項等に関する対応

No.	論点	対象資料	項番	内容	対応方針
7	統計帳票のタイトル削除	帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> 標準印字項目帳票 No.24~26 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の意見を受領した。 <p>【意見概要】 CSV出力を想定した帳票と認識しているが、帳票印字項目にNo3「通知書タイトル」があるのはなぜか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当する3帳票における印字項目のうち、通知書タイトル（項番1「通知年度」・項番2「タイトル」）を削除した。
8	標準帳票印字項目における用語の修正	帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> 標準帳票印字項目帳票 No.25~26 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の意見を受領した。 <p>【意見概要】 標準帳票印字項目に記載のある「設置者」の言葉の定義を示してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当する2帳票の印字項目における「設置者」を「学校の設置者」に修正した。
9	誤字の修正	帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> 標準帳票印字項目帳票No.26 	—	<ul style="list-style-type: none"> 項番5を以下の通り修正した。 「準要保護児童生徒」→「要保護児童生徒」
10	用語の定義	用語集	<ul style="list-style-type: none"> 89.認定日 98.否認定日 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の意見を受領した。 <p>【意見概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定日とは何の日を指すか。システムにどんな管理項目が存在すれば要件を充足するか判断できるように記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明書きの欄に認定日・否認定日の定義を追記した。

青字：標準仕様書（案）の修正を伴うもの